

## 新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p>法第 10 条((障害者等の少額預金の利子所得等の非課税))関係</p> <p>(確認書類の範囲)</p> <p>10—10 法第 10 条第 2 項に規定する書類(当該書類の写しを含む。以下 10—25 までにおいて「確認書類」という。)には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を含むものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(廃止)</p>	<p>法第 10 条((障害者等の少額預金の利子所得等の非課税))関係</p> <p>(確認書類の範囲)</p> <p>10—10 法第 10 条第 2 項に規定する書類(当該書類の写しを含む。以下 10—25 までにおいて「確認書類」という。)には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を含むものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p><u>(5) 規則第 7 条第 3 項に規定する「官公署から発行され、若しくは発給された書類」</u> <u>転出証明書(告知をする日の前日において住民票に記載されていない者から提示されたものに限る。)</u></p>
<p>法第 11 条((公共法人等及び公益信託等に係る非課税))関係</p> <p>(振替記載等の期間の通算)</p> <p>11—3 公共法人等又は公益信託等の受託者が自ら所有する公社債等につき支払を受ける利子等で、当該支払を受ける利子等の計算期間のうちに、その利子等の支払を受ける公共法人等又は公益信託等の受託者以外の者が振替記載等を受け、又は保管の委託をした期間がある場合には、その者が次に掲げる者であり、当該期間((4)に掲げる者が保管の委託をしていた期間を除くものとし、措置法第 8 条第 3 項に規定する内国法人に係る期間にあつては、<u>措置法令第 3 条の 3 第 9 項</u>に規定する<u>公社債の利子等の計算期間内の期間</u>に限る。)がその利子等の支払を受ける公共法人等又は公益信託等の受託者が振替記載等を受け、又は保管の委託をした期間と引き続</p>	<p>法第 11 条((公共法人等及び公益信託等に係る非課税))関係</p> <p>(振替記載等の期間の通算)</p> <p>11—3 公共法人等又は公益信託等の受託者が自ら所有する公社債等につき支払を受ける利子等で、当該支払を受ける利子等の計算期間のうちに、その利子等の支払を受ける公共法人等又は公益信託等の受託者以外の者が振替記載等を受け、又は保管の委託をした期間がある場合には、その者が次に掲げる者であり、当該期間((4)に掲げる者が保管の委託をしていた期間を除くものとし、措置法第 8 条第 3 項に規定する内国法人に係る期間にあつては、<u>措置法令第 3 条の 3 第 8 項</u>に規定する<u>利子の計算期間内の期間</u>に限る。)がその利子等の支払を受ける公共法人等又は公益信託等の受託者が振替記載等を受け、又は保管の委託をした期間と引き続いていると</p>

いているときに限り、当該期間も令第51条第2号((公社債等の利子等のうち公共法人等が引き続き所有していた期間の金額))に規定する「振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又は保管の委託をしている期間」に含まれるものとする。

- (1) 公共法人等又は公益信託等の受託者
- (2) 国
- (3) 措置法第5条の2第1項又は第5条の3第1項の規定により、振替国債、振替地方債又は特定振替社債等の利子等に係る所得税が非課税とされている非居住者又は外国法人（措置法第5条の2第1項又は第5条の3第1項の適用を受ける振替国債、振替地方債又は特定振替社債等の振替記載等を受けていた所有期間を通算する場合に限る。）
- (4) 措置法第8条第1項((金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用))に規定する金融機関、同条第2項に規定する金融商品取引業者等又は同条第3項に規定する内国法人
- (5) 法第2条第1項第5号に規定する非居住者又は同項第7号に規定する外国法人で、租税条約の規定により所得税が免除されるその租税条約のわが国以外の締約国の居住者又は法人とされるもの（外国政府、外国中央銀行、外国の地方公共団体又は外国政府若しくは外国の地方公共団体の所有する機関を含み、公社債の利子に係る所得税が免除されるものに限る。）
- (6) アジア開発銀行又は国際復興開発銀行などその設立に関する協定によりわが国の租税が免除されている国際機関等

#### 法第30条((退職所得))関係

(障害による退職に該当する場合)

30—15 次に掲げる場合は、障害者に該当することとなったことに基づいて退職したものでないことが明らかな場合を除き、法第30条第5項第3号に掲げる場合に該当するものとする。

きに限り、当該期間も令第51条第2号((公社債等の利子等のうち公共法人等が引き続き所有していた期間の金額))に規定する「振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又は保管の委託をしている期間」に含まれるものとする。

- (1) 公共法人等又は公益信託等の受託者
- (2) 国
- (3) 措置法第5条の2第1項の規定により、振替国債又は振替地方債の利子に係る所得税が非課税とされている非居住者又は外国法人（同項の適用を受ける国債又は地方債の振替記載等を受けていた所有期間を通算する場合に限る。）
- (4) 措置法第8条第1項((金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用))に規定する金融機関、同条第2項に規定する金融商品取引業者等又は同条第3項に規定する内国法人
- (5) 法第2条第1項第5号に規定する非居住者又は同項第7号に規定する外国法人で、租税条約の規定により所得税が免除されるその租税条約のわが国以外の締約国の居住者又は法人とされるもの（外国政府、外国中央銀行、外国の地方公共団体又は外国政府若しくは外国の地方公共団体の所有する機関を含み、公社債の利子に係る所得税が免除されるものに限る。）
- (6) アジア開発銀行又は国際復興開発銀行などその設立に関する協定によりわが国の租税が免除されている国際機関等

#### 法第30条((退職所得))関係

(障害による退職に該当する場合)

30—15 次に掲げる場合は、障害者に該当することとなったことに基づいて退職したものでないことが明らかな場合を除き、法第30条第4項第3号に掲げる場合に該当するものとする。

(1)～(2) 省略

法第 194 条から 198 条まで((給与所得者の源泉徴収に関する申告))共通関係

(廃止)

法第 203 条((退職所得の受給に関する申告書))関係

(簡易な方式による退職所得の受給に関する申告)

203—2 法第 201 条第 1 項第 1 号((徴収税額))に規定する「支払済みの他の退職手当等」を受けたことがなく、かつ、法第 30 条第 5 項第 1 号((退職所得))に掲げる場合に該当しない者が提出する退職所得の受給に関する申告書は、連記式その他の簡易な方法により提出することができる。

(申告書の記載事項に誤りがあったため徴収不足税額を生じた場合の支払者の措置)

203—3 退職所得の受給に関する申告書の記載事項に誤りがあったことにより徴収不足税額が生じた場合の支払者の措置については、194～198 共—1 の取扱いに準ずる。

法第 203 条の 5 ((公的年金等の受給者の扶養親族等申告書))関係

(給与所得者の扶養控除等申告書に係る取扱いの準用)

203 の 5—1 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書 (以下この項において「申告書」

(1)～(2) 省略

法第 194 条から 198 条まで((給与所得者の源泉徴収に関する申告))共通関係

(申告書の保管)

194～198 共—3 給与等の支払者に提出された給与所得者の扶養控除等申告書、従たる給与についての扶養控除等申告書、給与所得者の配偶者特別控除申告書及び給与所得者の保険料控除申告書は、その支払者が保管するものとし、必要がある場合には税務署長に提出させるものとする。

法第 203 条((退職所得の受給に関する申告書))関係

(簡易な方式による退職所得の受給に関する申告)

203—2 法第 201 条第 1 項第 1 号((徴収税額))に規定する「支払済みの他の退職手当等」を受けたことがなく、かつ、法第 30 条第 4 項第 1 号((退職所得))に掲げる場合に該当しない者が提出する退職所得の受給に関する申告書は、連記式その他の簡易な方法により提出することができる。

(申告書の記載事項に誤りがあったため徴収不足税額を生じた場合の支払者の措置等)

203—3 退職所得の受給に関する申告書の記載事項に誤りがあったことにより徴収不足税額が生じた場合の支払者の措置及び退職所得の受給に関する申告書の保管については、194～198 共—1 及び 194～198 共—3 の取扱いに準ずる。

法第 203 条の 5 ((公的年金等の受給者の扶養親族等申告書))関係

(給与所得者の扶養控除等申告書に係る取扱いの準用)

203 の 5—1 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書 (以下この項において「申告書」

という。)の記載事項に誤りがあったため徴収不足税額を生じた場合の支払者の措置、申告書の記載事項に誤りがあったことによる徴収不足税額の強制徴収、申告書の期限後提出、申告書に記載する扶養親族等の判定については、194～198 共—1、194～198 共—2、194・195—1 及び 194・195—3 の取扱いに準ずる。

(賞金に対する税額を支払者が負担する場合の税額の計算)

205—12 賞金に対する源泉徴収税額(所得税及び復興特別所得税の額をいう。以下この項において同じ。)をその賞金の支払者が負担する場合には、当該税額は次の算式により計算することに留意する。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{実際に支払う金銭の額} \\ \text{又は賞品の評価額－50万円} \end{array} \right] \div 0.8979 \times 10.21\%$$

(注) 上記の場合には、支払調書に記載する支払金額は、実際に支払った金銭の額又は賞品の評価額と源泉徴収税額との合計額となることに留意する。

附 則

(経過の取扱い(1))

平成25年1月1日前にこの法令解釈通達による改正前の194～198共—3、203—3及び203の5—1に定める支払者が受理した申告書等については、なお従前の例による。

(経過の取扱い(2))

平成25年1月1日前に支払うべき賞金に係るこの法令解釈通達による改正前の205—12の取扱いについては、なお従前の例による。

という。)の記載事項に誤りがあったため徴収不足税額を生じた場合の支払者の措置、申告書の記載事項に誤りがあったことによる徴収不足税額の強制徴収、申告書の保管、申告書の期限後提出、申告書に記載する扶養親族等の判定については、194～198 共—1から 194～198 共—3、194・195—1 及び 194・195—3 の取扱いに準ずる。

(賞金に対する税額を支払者が負担する場合の税額の計算)

205—12 賞金に対する源泉徴収税額をその賞金の支払者が負担する場合には、当該税額は次の算式により計算することに留意する。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{実際に支払う金銭の額} \\ \text{又は賞品の評価額－50万円} \end{array} \right] \div 0.9 \times 10\%$$

(注) 上記の場合には、支払調書に記載する支払金額は、実際に支払った金銭の額又は賞品の評価額と源泉徴収税額との合計額となることに留意する。

(新設)

(新設)